

松阪市民病院

指定管理者申請要項

令和6年9月

松阪市民病院 事務部 経営管理課

目 次

1. 指定管理者制度導入の趣旨	1
2. 指定管理期間	1
3. 指定管理者が行う業務等	1
4. 申請に関する事項	1
(1) 申請対象	1
(2) 指定管理者の申請及び選定スケジュール	2
(3) 申請要項等の送付	2
(4) 問い合わせ及び提出先	2
(5) 質問の受付及び回答	2
(6) 指定申請書の受付	2
(7) 提出書類	3
5. 審査及び選定に関する事項	4
(1) 選定の方法	4
(2) 審査選定について	4
(3) 審査選定結果の報告について	4
(4) 候補者の決定及び通知	4
(5) 申請・選定時における情報の非公開	4
6. 評価基準	4
7. 指定管理者の指定及び協定の締結	5
(1) 指定管理者の指定	5
(2) 協定の締結	5
(3) 指定管理に向けた事前準備	5
8. 業務開始前に管理の実施が困難になった場合の措置	5
(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退	5
(2) 指定の取り消し	5
9. 指定管理期間満了前の指定の取り消し	6
(1) 市による指定の取り消し	6
(2) 不可抗力による指定の取り消し	6
(3) 指定管理期間満了前の取り消し時の措置に関する事項	6
10. 指定管理期間終了に伴う引継ぎ	7
(1) 指定管理期間終了時の引継ぎ	7
(2) 指定管理期間終了時の原状回復	7
11. その他事項	7

松阪市民病院 指定管理者申請要項

1. 指定管理者制度導入の趣旨

松阪市民病院（以下「市民病院」という。）は、昭和 21 年の開設以降、これまで市民の安心と暮らしを支えてきました。松阪区域においては、市内 3 つの基幹病院が高度急性期・急性期機能を有し、輪番体制により 2 次救急医療を担っています。しかし、松阪区域では人口減少・少子高齢化が進展し、今後は人口構成の変化により高齢者に発症しやすい疾患の増加が見込まれ、そのための入院医療の需要が増加することが予想されています。その一方で、市民の医療に対する要請は多様化していくことも予測され、その受け皿となる機能を有した病床が不足しているという状況にあります。

そこで松阪市では、将来にわたり安定的かつ継続的に良質な医療を提供するとともに、地域に求められる医療体制を守ることを目的に、市民病院の運営について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号。以下「設置条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者の募集を行います。

2. 指定管理期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 18 年（2036 年）3 月 31 日までの 10 年間とします。

なお、指定管理期間開始時は原則として現行の機能を継続とし、目途として令和 12 年度（2030 年度）までに、回復期機能を中心とした医療に機能転換するものとする。

3. 指定管理者が行う業務等

別に定める松阪市民病院指定管理者業務仕様書のとおりとします。

4. 申請に関する事項

（1）申請対象

申請対象は、「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会」の答申書（令和 5 年 9 月 29 日付け「地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方について」）に記載されている法人とします。

なお、申請者は、次の事項を全て満たすこと。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない法人等でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
- ③ 役員等〔法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、

その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。)に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。

- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑤ 松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領(平成17年1月1日告示第150号)に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。
- ⑥ 市町村税、県税、法人税(法人以外の場合は申告所得税)、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑧ 市の締結する契約等から暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第44号)別表1に該当しない法人等であること。

(2) 指定管理者の申請及び選定スケジュール

・ 申請要項等の送付	9月17日(火)
・ 質問の受付及び回答	9月17日(火) から 10月18日(金) まで
・ 申請書類の受付	9月17日(火) から 11月18日(月) まで
・ 審査選定委員会(プレゼンテーション)	12月5日(木)
・ 候補者の決定及び公表	12月下旬(予定)
・ 指定にかかる市議会への議案上程・議決	令和7年3月中(予定)

(3) 申請要項等の送付

申請要項及び仕様書等の関係書類は、9月17日(火) 付けで送付します。

(4) 問い合わせ及び提出先

松阪市民病院 事務部 経営管理課

〒515-8544 三重県松阪市殿町 1550 番地

電話：0598-23-1515(代表) FAX：0598-21-8751

メール：keisui.div@city.matsusaka.mie.jp

(5) 質問の受付及び回答

申請要項や仕様書等に関する質問がある場合は、質問書(様式第8号)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて送信すること。質問に対する回答は、質問者に電子メールにて随時回答します。

- ① 受付期限：9月17日(火) から 10月18日(金) まで
- ② 提出先メールアドレス：(4) のとおり

(6) 指定申請書の受付

- ① 受付期間：9月17日(火) から 11月18日(月) まで

② 提出場所：(4) のとおり

③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便とする）又は宅配便とします。

※ 持参する場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日を除く）

※ 郵送又は宅配便で送付する場合は、事前に松阪市民病院経営管理課まで連絡すること

(7) 提出書類

下記の書類について、正本 1 部と副本 7 部（副本は複写可）を提出すること。

① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

② 事業計画書概要書（様式第 3 号（概要版））

③ 事業計画書（様式第 3 号 - 1～様式第 3 号 - 8）

④ 管理事業に関する業務の予算書（様式第 4 号）

⑤ 自主事業に関する業務の予算書（様式第 5 号）

⑥ 指定管理者指定申請に係る申立書（様式第 7 号）

⑦ 「応募団体に関する書類」

ア 応募団体の概要を記載した書類

設立趣旨、事業内容、組織体制等を示す書類（様式第 2 号）。

イ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの

定款及び寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）及び代表者の身分を証明する書類。

ウ 法人の登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に取得したもの）

エ 法人の印鑑証明書（申請日前 3 か月以内に取得したもの）

オ 法人の決算関係書類

過去 3 か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類。

カ 法人等の予算関係書類（直近の会計年度の事業計画書及び予算書）

キ 役員名簿（役職、名前、現住所及び生年月日を記載したもの）

ク 納税に関する証明書（発行から 3 か月以内に取得したもの）

法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合は、法人等団体の市町村税の完納証明書、県税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。上記以外の団体の場合は、代表者の市町村税の完納証明書、県税の納税証明書、申告所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。

※ 納税義務がない場合には、「指定管理者指定申請に係る納税に関する申立書（様式第 6 号）」を提出してください。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 選定の方法

松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会（以下「審査選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。

(2) 審査選定について

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格を審査した上で、提案内容等について、審査選定委員会で書類審査とプレゼンテーション（ヒアリングを含む。非公開とします。）を行います。プレゼンテーションは12月5日（木）に行うものとし、実施時間と場所については、提出期限後に別途通知します。提出書類と申請者によるプレゼンテーションの結果を基に、審査選定委員会において総合的に審査を行います。

(3) 審査選定結果の報告について

審査選定委員会は、審査選定の結果を松阪市長に報告します。

(4) 候補者の決定及び通知

松阪市長は、審査選定委員会による選定結果の報告に基づいて指定管理者の候補者を決定し、申請団体に通知します。

(5) 申請・選定時における情報の非公開

申請・選定時における申請団体に関する情報については公開しませんが、指定管理者候補者が決定した際には、指定管理者候補者の基本的情報並びに申請団体の選定結果について公表します。

6. 評価基準

審査選定委員会での評価は以下の基準に照らすとともに、指定管理者選定評価表中の評価の視点の各項目について評価し、総合的に判断します。

- ① 事業計画書及び予算書（以下「事業計画書等」という。）に基づく市民病院の運営は、市民や利用者等の平等な利用に配慮することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであること。
- ② 事業計画書等に基づく市民病院の運営は、市民病院の効用を最大限に発揮するとともに、高度急性期・急性期・慢性期・在宅医療等を繋ぐ地域医療のかけ橋となり、地域包括ケアシステムを支える役割を発揮できるものであること。
- ③ 施設管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- ⑤ 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

7. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、審査選定委員会での選定後、松阪市議会での指定管理者を指定する議案の議決をもって決定とします。議決後、市長が指定管理者の候補者として選定された者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、当該施設の管理に関する基本協定及び年度協定を締結します。

① 基本協定の内容は次のとおりとします。

- ・ 指定管理期間に関する事項
- ・ 事業及び管理に関する事項
- ・ 利用料金等に関する事項
- ・ 事業計画及び事業報告に関する事項
- ・ 市及び指定管理者が負担する費用に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項
- ・ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ その他管理運営にあたり必要となる事項

② 年度協定の内容は、指定管理に係る費用に関することなど、細目的事項等を定めるものとします。

(3) 指定管理に向けた事前準備

市と指定管理者候補者として選定された者又は指定管理者に指定された者（以下「指定管理者等」という。）は、サービス水準の維持及び円滑な業務移行を図るため、業務開始までの間に事務引継ぎ等必要な準備を進めるものとします。

8. 業務開始前に管理の実施が困難になった場合の措置

(1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず辞退届を提出すること。なお、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求する場合があります。

(2) 指定の取り消し

指定管理者の業務開始までの期間に、指定管理者等が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すものとします。

- ① 松阪市議会において、指定に係る議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者等が倒産し、もしくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ③ 指定管理者等の資金状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑤ 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ⑥ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

9. 指定管理期間満了前の指定の取り消し

(1) 市による指定の取り消し

市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

- ① 市の指示に従わないとき又は改善の勧告に応じないとき。
- ② 本業務の履行に際し不正行為があったとき。
- ③ 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ④ 指定管理者が協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- ⑤ 指定管理者が暴力団又は暴力団関係者に該当すると認められるとき。
- ⑥ 下請負人等が暴力団又は暴力団関係者に該当すると認められた場合であって、市が指定管理者に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、指定管理者がその求めを拒否したとき。
- ⑦ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申し出があったとき。
- ⑧ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。

(2) 不可抗力による指定の取り消し

市及び指定管理者は、不可抗力の発生により本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとします。指定管理者は、指定の取り消しを申し出る場合、その取り消しを受けようとする日の2年前までに申し出を行い、市と協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、市は指定の取り消しを行います。この際に、市及び指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、市と指定管理者の協議により決定するものとします。

(3) 指定管理期間満了前の取り消し時の措置に関する事項

指定管理者は、指定管理期間満了前の指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の運営者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

10. 指定管理期間終了に伴う引継ぎ

(1) 指定管理期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間終了時には、市又は市が指定する者に対して事務の引継ぎを行うものとし、ます。

(2) 指定管理期間終了時の原状回復

指定管理者は、指定管理期間終了時において、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については市と指定管理者が協議の上、定めます。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるとき、もしくは災害等の不可抗力により事業を継続できないときは、市の承認により原状回復を不要とし、ます。

11. その他事項

申請要項及び仕様書に定めのない事項については、指定管理者との協議により定めるものと、ます。